

令和2年4月17日
教育委員会事務局総務課
内線 4521

臨時代理の承認について
(事務の委任及び補助執行の協議について)

1 趣 旨

知事から協議のあった事務の委任及び補助執行について、教育長の臨時代理により「異議なし」と決定したため、その承認を求めたものである。

2 内 容

令和2年4月1日付け組織改正により文化財保護課が知事部局へ移管され、また、現在教育委員会からの権限委任により知事部局で管理及び運営している近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館、土屋文明記念文学館について、管理、運営に加え、設置及び廃止も含めた事務全般が知事部局へ移管された。これに伴い、下記のとおり事務委任の解除並びに補助執行の実施及び解除について、地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、知事から協議があったもの。

<第180条の2関係>

(1) 事務委任の解除

①事務の内容

- i 群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第16号）に基づく次の事務（別表の15の項、16の項及び17の項に係る事務に限る）
 - ・第5条の規定により手数料の全部又は一部を免除すること。
 - ・その他条例の施行に関し必要な事項を定めること。

②受任者 教育委員会

③解除期日 令和2年3月31日

(2) 補助執行の実施

①事務の内容

- i 群馬県銃砲刀剣類登録審査委員規則の制定を行うこと。
- ii 群馬県文化財保護条例施行規則の制定を行うこと。
- iii 群馬県文化財保護審議会条例施行規則の制定を行うこと。
- iv 群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則の制定を行うこと。

②補助執行者 教育次長

③実施期日 令和2年3月19日（協議成立の日）

(3) 補助執行の実施（令和2年4月1日付け）

①事務の内容

- i 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第1項に基づく古式銃砲等の登録及び同法第15条第2項に基づく登録証の再交付に係る申請の受理、手数料の受領及び登録審査補助事務並びにこれらの付帯事務
- ii 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第191条に規定する文化財保護指導委員に関する事務

②補助執行者 教育事務所長

③実施期日 令和2年4月1日

<第180条の7関係>

(1) 事務委任の解除

①事務の内容

- i 近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館及び土屋文明記念文学館の管理及び運営に関する事務

②受任者 生活文化スポーツ部長又は美術館長等

③解除期日 令和2年3月31日

(2) 補助執行の解除

①事務の内容

- i 近代美術館協議会及び歴史博物館協議会に関する事務

②受任者 生活文化スポーツ部長

③解除期日 令和2年3月31日

【参考】

○ 地方自治法

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。